

長浜市 雪寒体制のあり方懇話会  
(第2回)

長浜市 都市建設部 道路河川課



## 1. 自治会向けの除雪支援制度（補助）について（意見交換）

現在、本市においては地域住民の自助による除雪作業を推進するべく、自治会向けに「除雪機械購入補助金」「地域除雪作業委託補助金」という二つの補助制度を設けています。

まず、これら既存の制度についてどのような制度なのかという点についてご説明申し上げた後、これら既存制度について、昨年度自治会へアンケートを行いましたのでその集計および分析、そして、そのアンケートから寄せられた意見を元に、道路河川課として既存制度をどのように改善していけるかどうかについて、考えを述べさせていただきたいと考えています。

### (1) 既存の補助制度について

本市において設けている補助制度「除雪機械購入補助金」「地域除雪作業委託補助金」について、その詳細は以下の①および②のとおりです。

#### ① 除雪機械購入補助金

＊ 目的

通学路や町内の生活道路など公道の除雪を自主的に取り込まれる団体に対して、除雪機械の環境整備を促進すること

＊ 補助対象団体

自治会、その他市長が認めた団体

＊ 補助対象となる経費

除雪機械の購入費用

＊ 補助金の額

除雪機械1台の購入価格の2分の1以内

ただし、補助金の最高額は150万円

（参考：年度ごとの利用実績）

年度	補助件数	金額（単位：千円）
平成28年度	2	383
平成27年度	2	2,097
平成26年度	3	4,495
平成25年度	4	2,735
平成24年度	23	15,382

※ 平成28年度については平成28年12月28日現在

## ② 地域除雪作業委託補助金

### \* 目的

自治会が業者などに委託する除雪作業の委託料を補助することで、降雪時の生活道路の通行確保を図ること

### \* 補助対象団体

自治会が生活道路の通行確保のために業者または自治会員に委託する機械除雪作業の委託料で、次の全てを満たすもの。

- 自治会と業者間、または自治会と自治会員との間で委託契約を締結していること
- 除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること

除雪指定路線以外の市道、車両通行可能な生活道路で沿線に概ね5戸以上の住居を有する路線、小中学校の通学路に指定されている路線、除雪指定路線に付帯する歩道等

### \* 補助対象となる経費・補助金の額

自治会が支払う委託料（時間単価に実稼働時間を乗じた額）の50%以内

（参考：年度ごとの利用実績）

年度	補助件数	金額（単位：千円）
平成27年度	124	1,648
平成26年度	120	8,876
平成25年度	122	2,349
平成24年度	86	3,877
平成23年度	84	9,321

※ 平成28年度については、平成28年12月28日現在、利用実績なし

※ 実績額は降雪量により左右されるため、年度ごとにばらつきがある。

## (2) 既存の補助制度にかかる検証について

平成27年度末に、自治会で行われている除雪作業について、現在自治会の方で抱えておられる問題点を把握し、現在施行している補助制度をより良いものにし、また、新たな補助制度を設計する際の参考とするべく、地域除雪作業委託補助金の利用自治会に対し、アンケートを行いました。

アンケートの集計および分析結果については別紙の通りであります。

（アンケートの実施内容）

- \* 実施期間 平成28年3月1日～25日（金）
- \* 実施対象 平成27年度に地域除雪作業委託補助金を実施していた自治会

124 自治会

\* 回収件数 69 自治会（回収率 55.65%）

(3) アンケートから浮かび上がった問題点と、道路河川課が考える改善方法について

上記(1)にてお示ししたここ数年の利用実績、また上記(2)の集計、分析により、当課では、既存の補助制度には特に以下の3点の問題点があると考えています。

**【既存制度の問題点】**

**① 手続きが煩雑**

（除雪機械購入補助、地域除雪作業委託補助とも）

**② 補助金額が少ない**

（除雪機械購入補助、地域除雪作業委託補助とも）

**③ 補助金額が伸び悩んでいる（特に除雪機械購入補助）**

そして、それら問題点について、道路河川課では以下のように考えております。

① 「手続きが煩雑」という意見について

特に地域除雪作業委託補助について、書類の手続きが煩雑であるとの意見が多いです。

これは、補助金の制度上、【協議】→【内定】→【計画】→【実績報告】→【補助金交付】という段階を踏んで補助を受けることになるのですが、地域除雪作業委託補助については、当該補助金要綱上、この【協議】と【計画】について様式が定められ、書面にて行われていること、また、【協議】と【計画】の書類について、その内容が似ていることから、『同じような書類を2回提出している』という感を拭いきれないことに起因しているものと道路河川課では考えています。

また、実績報告の段階において、出勤ごとに作業中の様子を写真に収めてもらい提出してもらうことが、自治会にとって負担になっているとの意見もありました。

これらのご意見は、今回のアンケートだけでなく、道路河川課窓口においても度々同様の意見が寄せられています。

補助金の申請書類においては、平成27年度から、補助金の案内時に様式の記載例を添付し、書類の書き方に戸惑われないように配慮しています。

また、書類の余白に『捨て印』を押印いただいた場合には、軽微な修正については当課で修正することが可能であると案内も行っています。

しかしながら、提出書類自体の量やその内容の見直しは行ってまいりませんでしたので、今後、提出書類の量や内容について見直し、申請される自治会の事務量の軽減が出来ないか、検討に努めてまいります。

## ② 「補助金額が少ない」という意見について

補助金額が少ないという意見は、除雪機械購入補助、地域除雪作業委託補助の両制度に共通した問題点です。

当然のことながら、自治会にとっては補助金額や補助割合が高ければ高いほど、資力が少なくても済むことから、そのニーズが高いことは容易に想定できます。

しかしながら、長浜市全体の財政状況を考えると、決して良い状況とは言えないこと、また、特に除雪機械購入補助金については、地域ごとに75万円（一般地域※注）／100万円（豪雪地帯※注）／150万円（特別豪雪地帯※注）としていたものを、平成26年度に市内一律で150万円としたことなど、金額面でのこれ以上の補助制度拡充はかなり困難であり、また、制度改正した平成25年度と平成26年度の実績を比較しても、申請件数の伸びが見られませんでした。

当課としましては、以下の③で述べさせていただきますが、既存の制度をより利用しやすくするような形で、地域ごとの降雪量や資力など、様々な地域事情にあった補助制度を整えるべく、検討に努めてまいります。

### （※注）一般地域／豪雪地帯／特別豪雪地帯の別について

地域除雪作業委託補助金については、平成25年度まで、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき『特別豪雪地帯』とし、また、豪雪地帯対策特別措置法で特別豪雪地帯と指定され、かつ山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定区域であったものを『豪雪地帯』とし、それ以外の地域を『一般地域』とし、それぞれ補助金額を150万円／100万円／75万円としていました（平成26年5月1日付で現行制度に改正しています。）。

③ 「補助金額が伸び悩んでいる」ことについて

除雪車両購入補助金において、補助金額、申請件数とも伸び悩んでいます。

これは、平成 24 年度に 23 件／15,382 千円と申請が集中し、その後、補助金額は多少上下しつつも、補助件数が 24 年度以降一気に減っていることから、平成 24 年度に、それまで除雪車両の購入を予定していた自治会については、一定補助が行きわたったものと考えています。

現在の制度において、1 つの自治会に対し一度補助を受けると以降 10 年間は補助を受けられない制限期間を設けておりますが、これは資力のある自治会に補助申請が集中するのを防ぎ、各自治会に幅広く補助を受けてもらうことを目的としています。

しかしながら、ここ数年申請件数が伸び悩んでいる現状であり、今回アンケートの回答があった自治会の中には『補助金を利用したいが、10 年に 1 度の制限があるために、補助金を利用して購入することが出来なくて困っている。』との意見もあることから、**制度として補助制度が利用しにくいものになって**  
**いるのではないかと**考えています。

解決策としましては、まず、この制限期間を短縮できないか検討に努めます。

また、現在は補助対象を除雪車両に限っておりますが、これを簡易な消雪設備（軽微な井戸やそれに付随するポンプや塩ビパイプ、消雪機能を持つゴムホース等）にも利用できるよう、制度を改正出来ないか検討に努めてまいります。

## 2. GPSを用いた除雪車運行管理システムについて (事務局説明)

前回の懇話会の中でGPSを用いた除雪車運行管理システムについて、委員の皆様にはその時点で完成していた部分について、お示しをしたところです。

今回、平成28年12月1日より、当該システムが本格導入されましたので、もう一度ご覧いただきたいと思えます。

前回は事前に走行した軌道データをご覧にいれましたが、今回は実際に走行している時の画面上の様子について、ご説明申し上げます。

(以下、前回資料より抜粋)

これまで、長浜市では冬期間の積雪に対して、市職員の直営作業ならびに土木事業者との委託契約に基づく機械除雪作業と、消融雪装置の機能維持により道路の交通確保に努めているところです。

近年、多くの自治会から除雪に関する要望が提出されることや、積雪時に除雪作業状況(進捗状況や作業経過等)に対する問い合わせが多数寄せられている状況であります。

このような状況から、積雪時の除雪作業に係る市民からの問い合わせに迅速に対応するべく、GPSを用いた「除雪車運行管理システム」を導入し、全除雪車両(直営・委託を問わず、凍結防止剤散布車両を含む。)へGPS端末を搭載し、除雪作業状況についてリアルタイムで状況把握が可能な体制を整えることとします。

また、除雪車運行管理システムを導入することで、除雪作業委託業者の事務(日報作成や作業時間の集計等)を軽減することが可能です。

その他、除雪車運行管理システムにより得られた作業データは、現状分析のための基礎資料ならびに除雪路線の検討材料として活用したいと考えています。

なお、今年度は導入初年度ですので、出動中の除雪車両のリアルタイム表示を長浜市HP等において一般公開することはしませんが、将来的には長浜市雪寒対策計画の策定後を目途に公開を検討したいと考えています。

### ◎ 除雪車運行管理システムの主な機能

- \* 出動中の除雪車両のリアルタイム表示
- \* 過去の除雪状況の検索
- \* 上記の情報をシステム上で保存し、集計・処理することにより帳票を作成

### 3. 市が作成を検討している雪寒対策計画の概要について（意見交換）

あり方懇話会の第1回目の冒頭でもお伝えしました通り、当課では『長浜市雪寒対策計画』の策定を目指しています。

これは、これまで1市6町合併から5年6か月が経過し、合併後の除雪水準を維持しつつも、今後の除雪作業、ひいては雪寒体制全体を効率的かつ効果的に行うにあたっての基本原則となるものを策定したいという考えからであります。

本懇話会においていただいたご意見は、この『長浜市雪寒対策計画』の参考にさせていただきたいと考えていますが、現時点で当課がこの計画にどのような内容を盛り込みたいと考えているか皆様にお示しし、不足している点や、個々の項目について、皆様のご意見を賜りたいと考えております。

以下は、現時点での『長浜市雪寒対策計画』に記載したい、いわば計画書の『目次』として考えている項目です。

なお、当該計画については、市民に広く公開するものとして想定しています。

#### 【長浜市雪寒対策計画の目次】

##### (1) 基本方針

- \* この基本方針内で、本市の雪寒体制はどうありたいか、どのような原理原則に則って実施していくかについて記載します。
  - ・ 雪寒期間中の安全な交通環境の確保
  - ・ 公正かつ公平、効率的かつ効果的、継続可能なものとする。
  - ・ 地域との連携、自助・共助による除雪の促進を図る。 等々…

##### (2) 計画の概要

- \* 上記『基本方針』で述べた内容を、具体的にどのようにして実現していくかについて、以下の項目に分けて記載します。
  - ① 除雪の出動基準
  - ② 排雪の実施基準
    - ・ 除雪、排雪の実施基準  
(1次除雪体制～3次除雪体制のそれぞれの基準)
  - ③ 除雪の優先順位
    - ・ 最優先：緊急輸送用道路
    - 次 点：主要幹線道路（1・2級市道）
    - 次々点：主要生活道路  
(4m以上の市道で集落間を結ぶような幹線機能を持つもの)
  - ④ 直営・委託作業それぞれの体制一覧、および路線ごとの機械の配備

- 直営路線、委託路線について、それぞれ路線ごとに使用する機材を一覧にして掲載
- 委託路線については路線を担当する業者名を掲載

(例) 委託路線 作業担当一覧

路線名	作業延長	業者名	仕様機械
市道下坂中下之郷線	L=NNNm	〇〇建設株式会社	WA100
⋮	⋮	⋮	⋮

⑤ 除雪路線の新規認定基準

例えば…、

- 路線沿線に〇〇戸以上の個人宅があること
- 幹線機能を持つ1・2級市道
- 4m以上の市道で集落間を結ぶような幹線機能を持つもの
- 県道に接続するもの 等々…

⑥ 消融雪装置の維持管理

本市の方針としましては、『原則、機械除雪によることとし、消融雪装置の設置は多額の設置費用、また設置後の維持費用がかかることから、原則設置しない』こととしています。

そこで、市が管理する消融雪装置について…

- ポンプの位置や容量
- 消融雪施設の維持管理について 等々…

⑦ 自治会向け補助制度

- 自治会向け補助制度の概要やこれまでの補助実績
- 今後の補助制度の向かう方向性 等々…

(3) 除雪本部の組織体制、および各地区本部の電話番号一覧

(4) 除雪路線図および消融雪装置設置路線図（地図）

- 各地区（旧町単位）の除雪路線図、消融雪装置設置路線図

(参考資料) ※別紙参照

秋田市建設部 作成『道路除排雪の基本計画書』（平成24年度版）

… 市民目線で作成されており、内容も非常に簡素で、かつ必要な内容は全て網羅され

ていることから、今回参考資料としたものです。

当課としてはこの『道路除排雪の基本計画書』のように、市民の方が読んで分かりやすいものであること、加えて『除排雪』の絞った計画だけではなく、もう少し雪寒体制全体に亘っての原理原則を記載した、いわば『基本計画』に寄ったものを策定したいと現時点では考えています。